厚生労働省組織規則の一部を改正する省令

厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後			
別表第五　公共職業安定所及び公共職業安定所の出張所（第七百九十二条及び第七百九十三条関係）			
都道府県名	公共職業安定所名（出張所名）（分庁舎名）	位置（出張所位置）（分庁舎所在地）	管轄区域
（略）	（略）	（略）	（略）
香川	（略）	（略）	（略）
	丸亀	丸亀市	丸亀市、善通寺市、仲多度郡
	坂出	坂出市	坂出市、綾歌郡
（略）	（略）	（略）	（略）

改正前			
別表第五　公共職業安定所及び公共職業安定所の出張所（第七百九十二条及び第七百九十三条関係）			
都道府県名	公共職業安定所名（出張所名）（分庁舎名）	位置（出張所位置）（分庁舎所在地）	管轄区域
（略）	（略）	（略）	（略）
香川	（略）	（略）	（略）
	丸亀	丸亀市	丸亀市（坂出公共職業安定所の管轄区域を除く。）、善通寺市、仲多度郡
	坂出	坂出市	丸亀市のうち綾歌町、飯山町、坂出市、綾歌郡
（略）	（略）	（略）	（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和五年十月一日から施行する。

（申請、処分等に関する経過措置）

2　この省令の施行前に公共職業安定所若しくはその長に対して行われた求人若しくは求職の申込み、申請、届出、請求等又は公共職業安定所若しくはその長が行った処分等は、この省令による改正後の厚生労働省組織規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた公共職業安定所若しくはその長に対して行われ、又はその公共職業安定所若しくはその長が行ったものとみなす。

○国土交通省令第七十二号

港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）第五条第一項、第十一条、第三十八条第一項、第二項及び第五項並びに第四十一条第一項の規定に基づき、港則法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年九月二十日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

港則法施行規則の一部を改正する省令

港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（航行に関する注意）	（航行に関する注意）
第三十三条　総トン数五千トン以上の船舶は、第一号の地点から第三号の地点までを順次に結んだ線と第四号の地点から第六号の地点までを順次に結んだ線との間の海面（以下この項及び別表第四において「南港水路」という。）を航行して入航し、又は出航しようとするときは、法第	**第三十三条**　総トン数三百トン以上の船舶は、大船橋以西の木津川運河を航行して入航し、又は出航しようとするときは、法第三十八条第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあっては木津川運河入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとす